令和４年度

# 第５１回　宮崎市都市計画審議会議事録

# 第５１回宮崎市都市計画審議会議事録

１．日　　時　　令和５年２月８日（水）９：５７～１１：０５
　　場　　所　　宮崎市役所　本庁舎２階　全員協議会室

２．出席委員
　第１号委員
　　出口 近士、熊野　稔、嶋本 寛、倉 真一、郷 俊介、海老原 邦子、前田 峰子
　　詠田　トキ子、松山 茂
　第２号委員
　　伊知地　孝美、冨永　千香
　第３号委員
　　時任 孝俊、平田 嗣子
　第４号委員
　　松村　知樹、有馬　誠、日髙　義幸、澤田　信也

３．議案の内容
　一般案件
　（１）宮崎広域都市計画道路の変更
　　（都市計画道路見直しに伴うもの：大炊田久峰通線）
　（２）宮崎広域都市計画道路の変更
　　（都市計画道路見直しに伴うもの：原東町通線）
　その他の案件
　（３）宮崎市立地適正化計画の改訂（防災指針の追記）について
　　（都市再生特別措置法第８１条第２２項の規定による意見聴取）
　（４）宮崎市景観計画の改訂について
　　（景観法第９条第２項の規定による意見聴取）

４．審議の経過及び結果
　経　過：別紙　議事録のとおり
　結　果：議案第１号から議案第２号について「原案のとおり」とする。
　　議案第３号について「特段の意見なし」とする。
　　議案第４号について「基本的に特段の意見なし。ただし、風力発電設備の届出等については、当審議会で出された意見等を踏まえ、検討すること。」の意見を付す。

事務局　　定刻の１０時より、若干早いですが、出席予定の委員の皆様方にご出席いただいておりますので、只今から、第５１回宮崎市都市計画審議会を開催いたします。本日は、ペーパーレス会議の試行運用といたしまして、机の上にタブレット端末を設置しております。事務局からの議案説明の際は、タブレットをご覧いただきますようお願いいたします。本日は、松山清子委員以外の委員の皆様にご出席頂いておりますことから、「宮崎市 都市計画審議会条例　第５条第２項」の規定に基づき、本日の審議会が有効に成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、会次第、委員名簿、配席表、議案書、議案第１号、第２号の説明スライド資料、議案第３号の概要版、議案第４号の概要版、ファイルに綴じております、審議会条例、運営要綱、および傍聴規定でございます。全てお揃いでしょうか。不足するものがございましたら、お申し出ください。

それでは、これより議案の審議に入らせていただきます。「宮崎市都市計画審議会条例第５条第１項」の規定により、「会長が会議の議長となる。」とありますので、これからの審議の進行を出口会長にお願いいたします。

議長　　おはようございます。早速ですが、本日の議案の審議を始めます。なお、本日の議事録の署名を嶋本委員と平田委員にお願いいたします。今回、市長より諮問を受けました審議案件は４件ございます。

一般案件、都市計画道路見直しに伴うものとしまして、議案第１号　宮崎広域都市計画道路の変更　大炊田久峰通線、議案第２号　宮崎広域都市計画道路の変更　原東町通線、その他案件、意見聴取としまして、議案第３号　宮崎市立地適正化計画の改訂（防災指針の追記）について、議案第４号　宮崎市景観計画の改訂についてでございます。

それでは早速審議に入りたいと思います。議案第１号につきまして事務局は説明をお願いいたします。

事務局　　それでは、机の上のタブレットをご覧ください。スライドに合わせてご説明させていただきます。

議案第１号の説明に入る前に、都市計画道路の概要につきましてご説明させていただきます。

都市計画道路とは、都市計画法に基づきまして、「都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市交通におけます最も基幹的な都市施設として都市計画決定された道路」でございます。

本市におきましては、戦後まもない昭和２１年の戦災復興の都市計画によりまして、現在の都市計画道路網の原型が構築されまして、その後、将来の人口増加や市街化の拡大が続く社会を見据えまして、各地域の人口密度や規模等を考慮し、都市計画道路の追加や変更が行われてまいりました。

続きまして、道路整備を取り巻く環境の変化についてでございます。昨今の人口減少や少子高齢化が進む中、既成市街地の低密度化の進行等の社会情勢の変化によりまして、当初、計画されました頃に比べて、都市計画道路としての必要性等に変化が生じている路線がございます。また、近年の財政状況の逼迫などから公共事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、「選択と集中」の観点からも、より一層効率的かつ効果的な事業展開が求められているところでございます。

更には、都市計画道路の計画区域内は、「都市計画法第５３条」により一定の建築制限が課せられており、長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路に関する今後の在り方などについても、柔軟な対応が求められております。

このような状況を踏まえまして、本市はこれまでに「都市計画道路見直しに関する基本

方針」を策定いたしまして、令和元年度には、長期未着手となっている３６路線につきまして「必要性」や「実現性」に関する評価や検証を行った上で、本指針の改訂を公表いたしました。

この基本方針の中で、路線ごとの「見直しの方向性」について、次の通り決定しております。事業未着手であります検討対象路線３６路線について、路線・区間の持つ役割や機能を多面的に評価するため、「必要性」、「実現性」の２つの観点から検証を行い、定量的評価を行っております。見直しの方向性としましては、存続候補、存続（要検討）、廃止（要検討）の３つに区分いたしました。ここでは、必要性に関する評価において、満点の１／３未満の点数となった区間を、「廃止（要検討）」候補として整理しております。

最終的には、防災上必要な事項の確認など、定性的評価も行った上で、廃止等の判断を行うものでございます。なお、計画決定の廃止について検討が必要であると判断された路線につきまして、令和２年度から順次、廃止に向けた手続きを進めているところでございます。

こちらのスライドは、佐土原駅周辺の都市計画道路の位置図でございます。

都市計画道路見直しに関する基本方針におきましては、このように青線でお示しします「佐土原広瀬通線」と「原東町通線」は廃止（要検討）路線としたところでございます。

それでは、今回の議案につきましてご説明いたします。今回お諮りする「議案第１号 大炊田久峰通線」と「議案第２号 原東町通線」は図にお示しておりますとおり、赤色の線で東西に配置されております都市計画道路が大炊田久峰通線、南北に配置されております都市計画道路が原東町通線でございます。

まずはじめに、議案第１号の説明に入らせて頂きます。議案書では２ページになります。議案第１号　宮崎広域都市計画道路　大炊田久峰通線の変更でございます。内容は、起点と延長の変更でございます。

廃止（要検討）路線の内、佐土原広瀬通線につきましては、一部区間が県道を含むため、県の都市計画審議会に諮られることから、県との協議を進めてまいりました。
今回変更に至りました理由でございますが、本市では当該区間の廃止に伴いまして、当該都市計画道路に接続します「大炊田久峰通線」の起点と延長の変更をお諮りするものでございます。詳細は後ほどご説明いたします。

まず、具体的に大炊田久峰通線の現状につきまして、ご説明いたします。大炊田久峰通線は、佐土原町下田島に位置し、昭和４３年に、計画幅員１２m、延長約1,300mの道路として、都市計画決定されました。その後８度の都市計画変更を経まして、現在は、佐土原総合支所北側を東西に通ります整備済みの都市計画道路でございます。写真下の図に示しておりますとおり、現在の計画は、計画幅員１２m、延長約1,450mでございます。青線でお示ししております佐土原広瀬通線につきましては、主要な拠点、施設等へのアクセス機能が低くなっているほか、交通ネットワーク上の幹線機能は、東側の黒線でお示ししております県道塩路佐土原線や赤線の大炊田久峰通線で確保されており、将来の交通需要の増加や混雑緩和への効果は低いものと予測されております。さらに、住宅密集地を通過すること、また、都市計画道路の予定区域には建築制限がかかっているため、現在のままでは地権者の方が土地を有効活用できない場合も考えられます。以上のことから、佐土原広瀬通線の未整備区間の一部については、３月の県都市計画審議会で廃止が諮問される予定でありますことから、接続する大炊田久峰通線につきましても、ネットワークの観点から、都市計画道路の起点と延長の変更が生じているものでございます。

こちらは、参考といたしまして、見直しに関する基本方針の中の佐土原広瀬通線の定量的評価結果でございます。将来交通量推計や代替路線などについて総合的に検討した結

果、「佐土原広瀬通線」は、必要性に関する評価が28.5点と満点の１／３未満と評価されまして、廃止（要検討）として抽出されたところでございます。こちらの評価表を拡大したものは、お手元のスライドの写しの最後のページに載せておりますので、後ほどご覧下さい。

次に、都市計画道路の変更内容につきまして、ご説明いたします。佐土原広瀬通線に接続します大炊田久峰通線は、赤枠線でお示しします延長約1,450mでございまして、既に整備済みでございます。青線でお示ししております佐土原広瀬通線の一部廃止に伴い、都市計画道路のネットワークを考慮した結果、大炊田久峰通線の起点を、佐土原広瀬通線と並行して走ります黒線でお示しした県道塩路佐土原線の交差部まで110m延伸した、起点と延長の変更を行うものでございます。なお、延伸した区間につきましても大炊田久峰通線と同規格の整備が完了しているところでございます。

こちらは、現在の大炊田久峰通線の起点・終点をそれぞれ矢印の方向から撮影した写真でございます。写真を見ていただきますと、起点・終点ともに二車線両側歩道の道路として整備されております。

こちらは、大炊田久峰通線の起点側の変更前と変更後を撮影した写真でございます。今回、変更する起点側は、変更前の起点と同様に二車線両側歩道で整備され、県道塩路佐土原線とＴ字型の交差点として接続しております。

次に、都市計画の手続きにつきましてご報告いたします。これまで地域協議会や自治会、周辺住民への説明や回覧周知、地権者への説明文郵送による周知を、令和４年８月から１１月にかけて行ってまいりましたが、意見等はございませんでした。加えて、都市計画案の公告・縦覧を令和５年１月５日から１９日までの期間で行ってまいりましたが、意見等はございませんでした。今後は、本日の審議会でご承認を受けましたら、県決定分と足並みを揃える形で手続きを進めていく予定としており、最終的な変更の告示等につきましては、令和５年４月頃を予定しております。以上で、議案第１号の説明を終わります。

議長　説明ありがとうございました。議案第１号につきましては、只今お聞きのとおりでございます。

それでは、議案第１号について審議に入ります。ご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

すでに整備も済んでおり、それから県道の方の廃止に伴う延長の変更ということでございます。

では他にご質問等もないようでございますので、議案第１号につきましては、原案どおりとするということでいかがでしょうか。

―異議なしの声―

それでは、議案第１号につきましては、「原案のとおり」といたします。

続きまして、議案第２号につきまして事務局は説明をお願いいたします。

事務局　それでは、議案書の６ページをお開きください。

議案第２号　宮崎広域都市計画道路　原東町通線の変更につきましてご説明いたします。内容につきましては、本市が令和元年度に改訂を行った「都市計画道路見直しに関する基本方針」に基づきまして、廃止の手続きを行うものでございます。

議案第２号では、廃止（要検討）となった路線の内、「原東町通線」の全区間廃止についてお諮りいたします。

それでは、机の上のタブレットをご覧ください。スライドに合わせてご説明させていただきます。

赤線の原東町通線は、佐土原町下田島に位置しまして、九州旅客鉄道日豊本線東側において工業地域と南北を連絡する街路として、昭和４３年に幅員１２m、延長約2,300mの道路として、都市計画決定されております。現在は、図にお示ししておりますとおり、計画幅員１２m、延長約2,380m でございます。この都市計画道路につきましては、主要な拠点、施設等へのアクセス機能が低くなっているほか、将来の交通需要の増加や混雑緩和への効果は低いものと予測されます。さらに、住宅密集地を通過すること、また、都市計画道路の予定区域には建築制限がかかっているため、現在のままでは地権者の方が土地を有効活用できない場合も考えられます。以上のことから、本路線の未整備の全区間（約2,380m）について、都市計画道路の廃止をお諮りするものでございます。

こちらは、参考といたしまして、見直しに関する基本方針にて行った原東町通線の定量的評価結果でございます。「佐土原広瀬通線」と同様に、将来交通量推計や代替路線などにつきまして総合的に検討した結果、「原東町通線」につきましては、必要性に関する評価が17.5点と満点の１／３未満と評価され、廃止候補として抽出されたところでございます。こちらの評価表を拡大したものは、お手元のスライドの写しの最後のページに載せておりますので、後ほどご覧下さい。

原東町通線については、黄色で示す部分、延長約2,380m の未整備である全区間の廃止を行うものでございます。

こちらは、原東町通線の計画線における起点・終点をそれぞれ矢印の方向から撮影した写真でございます。現況道路は一部ございますが、全区間におきまして未整備となっております。以上を踏まえまして、赤点線でお示しします「原東町通線」の全線につきまして、都市計画の廃止をお諮りします。

都市計画の手続きにつきましては、議案第１号と同様の過程でございまして、意見等はございませんでした。以上で、議案第２号のご説明を終わります。

議長　ありがとうございます。議案第２号につきまして、内容についてご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

ご質問等ございませんでしょうか。

ただいま事務局が説明したように、評価も低く、もうすでに他の道路等で主要な施設等へのアクセス等は確保できているということで、全線を廃止するという、議案第２号でございます。

では、議案第２号につきまして、ご意見を伺いたいと思います。議案第２号につきましては「原案のとおりとする」ということでいかがでしょうか。

―異議なしの声―

それでは、議案第２号につきましては、「原案のとおり」といたします。

引き続き、その他の案件の意見聴取が議案第３号、議案第４号とありますので、まず議案第３号につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局　それでは、議案第３号 宮崎市立地適正化計画の改訂（防災指針）につきまして、事務局よりご説明させていただきます。机の上のタブレットをご覧ください。本防災指針 案につきましては、お手元のタブレットにございますが、時間の都合もございますことから、お手元の概要版に沿って、スライドにてご説明いたします。なお、本案件につきましては、都市再生特別措置法第８１条第２２項にて、都市計画審議会の意見を聴かなければならないと規定されておりますことから、これに基づきまして、本審議会のご意見を伺うものでございます。

立地適正化計画制度は、平成２６年の都市再生特別措置法の改正によって創設されまし

て、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトシティ形成に向けた取組を推進しようするものでございます。

本市におきましては、都市計画マスタープランの中で、目指す都市構造としております「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」のまちづくりを具現化していくために、令和２年６月に「宮崎市立地適正化計画」を策定・公表いたしました。この立地適正化計画制度につきましては、誘導区域の外で行われる一定規模以上の開発行為や建築行為に対しまして、届出義務を課すという制度でございまして、本届出制度の運用を通じてまして、長期的な視点での、ゆるやかな施設誘導を図っているところでございます。

本市の立地適正化計画を公表した後に、全国的な近年の激甚・頻発化する大規模自然災害の発生状況を踏まえた、国による都市再生特別措置法の一部改正、令和２年９月からの法施行がなされ、立地適正化計画に新たに「防災指針」を記載することが必要となったところでございます。本市といたしましては、令和２年の当初策定時に、本市独自の区域としまして「防災対策推進区域」を設定し、居住誘導区域であっても一定の災害リスクがある旨の周知等を実施してきたところでございますが、この法改正の趣旨を鑑みまして、可及的速やかに、防災指針を盛り込むべきだという思いで、令和５年３月末の改訂・公表に向けた、防災指針追記に係る立地適正化計画の改訂作業を行ってきたところでございます。なお、本防災指針につきましては、国土交通省作成の「立地適正化計画作成の手引き」に沿った「改訂の作業フロー」に基づきまして、作業を進めてまいりました。まず、ステップ１についてでございますが、「居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出について」でございます。具体的には、本市の市街化区域内で抱えている災害リスクである、洪水、津波、土砂災害を検討の対象といたしまして、それらに都市計画関連の施設情報を重ね合わせることによって、各地域自治区ごとに抱える課題の抽出作業を行っております。

それから、ステップ２についてでございますが、防災まちづくりの将来像・取組方針の検討でございます。防災まちづくりの将来像としては、「災害からなんとしても生命（いのち）を守る防災まちづくり」を掲げまして、防災まちづくりを進めていくための取組方針といたしまして、災害リスクの回避、災害リスクの低減（ハード・ソフト）の２本柱を掲げております。それから、ステップ３についてでございますが、具体的な取組内容、スケジュール、目標値の検討につきまして、実施主体、短期・中期・長期の取組スケジュール、４つの目標値を今回位置づけているところでございます。以上の作業フローに基づき、検討を進めてまいりましたので、ご説明させていただきます。

本防災指針につきましては、「市街化区域」を検討の対象といたしまして、市内２１の地域自治区ごとに、各災害リスクを地図上に落とし込み、「見える化」の形で、整理をしております。本概要版におきましては、市街地中心部を事例といたしまして、ご紹介しているところでございます。こういった形で、洪水、津波に係るリスク分析を行っているところでございます。

防災まちづくりを進めていくための取組方針といたしまして、災害リスクの回避、災害リスクの低減（ハード・ソフト）の２本柱を掲げております。まず、災害リスクの回避についてでございますが、本立地適正化計画の中で設定する居住誘導区域につきましては、土砂災害のいわゆるレッドゾーン・イエローゾーンを令和２年の当初策定時に既に「全て除外」しておりますので、今後も引き続き、適切な居住誘導区域の見直しを、適宜実施していく方針でございます。あわせて、災害リスクの低減（ハード・ソフト）につきましては、洪水も津波もハード・ソフトの両輪で進めていくこととしまして、ハザードマップなどを用いて、洪水・津波の浸水想定区域である旨をしっかりと周知しまして、早期避難の重

要性の啓発を図っていく方針としているところでございます。防災まちづくりに向けた取組につきましては、関連計画として既に本市にて作成しております「宮崎市国土強靭化地域計画」、「宮崎市地域防災計画」、「宮崎市津波防災地域づくり推進計画」、それから、河川流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体の水害を軽減させる治水対策である「流域治水プロジェクト」ともしっかり整合・連携を図り、今回、取組内容やスケジュール等を整理させていただいたところでございます。洪水・津波・土砂に関する具体的な取組内容につきましては、災害リスクの「回避」と「低減」の区分ごとに分けて、実施主体とスケジュールまで含めた形で位置づけているところでございますが、地域自治区ごとの課題を解決するためにどういったハード施策、ソフト施策が必要なのかという視点で整理を行いまして、先程の課題の「見える化」と同様に、取組の「見える化」を行っております。本概要版におきましては、市街地中心部を事例といたしまして、ご紹介しているところでございます。

これらの取組を通じまして、宮崎市として達成すべき目標値、ソフト面を３つ、ハード面を１つ、計４つを、今回位置づけております。１つ目の「避難確保計画の作成数の割合」につきましては、地域防災計画に位置付けられた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の福祉施設や学校、医療施設の、いわゆる「要配慮者利用施設」を管理する事業者は、避難確保計画の作成が義務づけられており、事業者向けの目標値として今回設定するものでございます。２つ目の「自主防災組織の結成率」につきましては、市民に対して本防災指針の周知・展開を図ることにより、地域における防災意識の向上を期待しまして、地域住民向けの目標値として今回設定するものでございます。３つ目の「水害リスク情報空白域の解消（洪水）」につきましては、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていないエリア（現在、浸水想定区域図が公表されてないエリア）のことであり、令和３年度の水防法の改正により、これまで災害リスクがあるかどうかわからなかった空白域についても、浸水想定区域・ハザードマップの作成公表が義務づけられたということを受けて、現在、宮崎県河川課にて、これら中小河川の新たな浸水想定区域図を作成していると伺っているところであり、行政向けの目標値として今回設定するものでございます。４つ目の「宮崎駅東通線の事業推進」につきましては、ハード整備に係るものであり、本市の東部の津波の浸水リスクがあるエリアから西側へアクセスする避難路としての位置付けもあることから、津波被害における軽減対策という観点で、行政向けの目標値として今回設定するものでございます。これらの目標値につきましては、当然、行政だけで達成できるものではなく、事業者、地域住民の方々、国・県・市の行政、三位一体で達成すべきものであるととらえておりますので、今後も引き続き、お示しした具体的な取組等を通じまして、これらの目標値を達成していきたいと考えているところでございます。これまでの本防災指針改訂に係る外部委員会でのご議論、パブリックコメントの実施、本日の本審議会での意見聴取を経まして、今年度中に、本防災指針を公表する予定でございます。

本防災指針につきましては、誘導区域等と同様に、立地適正化計画の検討の中で、定めるものでございますが、今回、本編とは別で「別冊版」として、令和５年３月末を目途に公表する予定としており、公表後には、各地域の防災意識向上や、防災訓練実施等に活用できるよう、広く市民に対して周知・展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。議案第３号の説明は以上でございます。

議長　ありがとうございました。説明は、只今お聞きのとおりでございます。

それでは、議案第３号については意見聴取ということでございますので、ご意見ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

基本的に今まで宮崎市が計画していました立地適正化計画の中の、より具体的な行動が

今後できるように、地域自治区単位でも参考になるようにリスクを分析したり、今進めようとしてる防災計画等の記述、それから、目標値を具体的に2026年を想定して設定して、それに向かって対策を実施していこうという内容でございます。

〇〇委員、よろしくお願いします。

委員　すごく丁寧に取組されてると思いまして、感銘を受けました。これを市民に周知していくということなんですが、これは、おそらくGISベースで作られていると思いますが、例えばインターネット上でホームページにアップするなどすれば、少しこの地区を拡大して、自分が住んでるところがどうかと詳細に見えると思いますので、できればそういうことも検討された方がいいかと思います。

議長　ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局　ご意見ありがとうございます。周知につきましては、計画を公表して終わりということではなく、おっしゃるようにホームページ等も活用して、GIS等を自由に見れるようなシステムを構築することによって広く周知できるのではないかと考えておりますので、今後、周知の方法を検討する中で、考えていくべきものだと捉えております。

議長　貴重なご意見ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

〇〇委員、よろしくお願いします。

委員　この資料の目標値のところでソフトとハードとありますが、その中の自主防災組織の結成率で、2026年度の目標値が89.5%。すべて、他の目標値が100%なのに対して、ちょっと87.4%からの目標値への幅が少なく感じるんですが、これはやはり市民が主体でというところからなんでしょうか。やはり自主防災組織結成は、難しい環境があるということなんでしょうか。

議長　現状等を踏まえ設定した、100%を目指せない理由かもしれませんが、事務局の方、よろしくお願いいたします。

事務局　ご意見ありがとうございます。今回のこの自主防災組織の結成率の設定につきましては、所管している庁内の防災部局とも協議を済ませ、その中で100%はなかなか正直厳しいというところなんですが、これまで取り組んできたこの結成率の伸びを勘案した形で今回設定をさせていただいたところでございます。

委員　全体のこのエリアの中の、この率の出し方が、あまりわからないんですが、どれぐらいの住民に対しての自主防災組織、どういうもので見て自治会単位とか、そういう割合を教えていただけますか。

議長　はい、〇〇委員よろしくお願いします。

委員　自治会を代表して説明をいたしますが、自主防災隊というのは主に各自治会が中心となってその地域で組織をしています。自治会加入率と大きく関係しているんですね。自治会に入っていないエリア地域は、自主防災隊が組織できません。だから、私も何度も言ってるように、自治会の加入率が地域の安心安全に繋がるということで、難しい部分がそこにあるということです。

もう1点は、自主防災隊が組織されて、かなり年数が経っております。かなり高齢化が進んで、機能しなくなった自主防災隊も実はあるんですね。だからこの辺りをもう一度見直すといういい機会に今なっています。この地域ごとの防災指針を出していただくというのは非常にある意味で有効で、大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長　　ありがとうございます。〇〇さんの具体的な状況を説明していただきましてありがとうございます。それから、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、この地区単位で議論ができる資料ができたということで、それを利用して、また自分たちの自主防災の力を上げていくということに繋がればと思います。

それでは、〇〇委員、よろしくお願いいたします。

委員　　いただいた資料の対策のハードのところで、宮崎駅東通線の事業推進の津波、地震等の避難路のところで、効果が非常に期待できるかなとは思うんですが、一方で東日本大震災の時の状況を見ると、幅の広い道路ができたことによって、車で避難する人が集中して、かえって渋滞で被災してしまっているケース等もやっぱりあります。例えば、東日本大震災の被災地域では停電が起きて信号機が働かなかった場合でも、交通は確保できるようにとポイントを変えたりといったところも出ている状況も聞いておりまして、多分できると車で避難しようという人がやっぱり今以上に出てきてしまう。ある種のソフト的な対策として、津波の到達時間等を考えると、第一はまず垂直避難だということの周知は、やっぱりセットにしないと、十分な事業効果が出ないかなと思います。

議長　　はい、ありがとうございます。具体的な整備がされた後、防災計画との連携を十分とってくださいというご意見だと思います。ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

ではご質問等もないようでございますので、議案第３号につきまして、先ほどの意見につきましては、今後の対応の方のことで、この指針については特段の意見なしということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。先ほど、ぜひ今後に生かして欲しいということですので、公表後にいろいろ活用を計画していただきたいと思います。

続きまして、議案第４号につきまして説明を事務局の方からお願いいたします。

事務局　　それでは、議案第４号 宮崎市景観計画の改訂につきまして、事務局よりご説明させていただきます。机の上のタブレットをご覧ください。本計画改訂案につきましては、お手元のタブレットにございますが、時間の都合もございますことから、お手元の概要版に沿って、スライドでご説明いたします。

景観計画は景観法第８条に基づき、良好な景観形成のマスタープランとして策定されるものでございますが、本市の現行計画は、平成１９年に策定しております。その後、５回ほど追加や修正を加えておりますが、当初策定から１５年ほど経過しておりますことから、社会情勢の変化や関連計画との整合、さらには、SDGｓとの関連付けを踏まえまして、持続可能な計画として、今回全面改訂を行っているところでございます。なお、景観法におきまして、「景観計画を定めようとするときは、その都市計画区域に係る部分について、都市計画審議会の意見を聴かなければならない」となっておりますことから、これに基づきまして、本審議会のご意見を伺うものでございます。

まず、景観形成の基本理念でございますが、本市の「豊かな自然」や「人々の心」を大切に育み、市民、事業者、行政との連携によって、美しい景観都市を持続可能なものとして、次の世代に引き継いでいくために、「次世代につなぐ美しい景観都市・みやざき」といたします。

次に、景観形成の目標についてでございますが、４つの目標、４つの基本方針から体系的に整理しております。

次に、本計画の変更の履歴についてでございますが、記載のとおり、重点景観形成地区の追加、清武町との合併、太陽光発電設備に関する規定の追記など、計５回の変更を行っております。景観計画の対象とする区域につきましては、都市計画区域内外に関わらず「市

内全域」としております。このうち、景観形成上特に重要な部分につきましては「重点景観形成地区」と位置付けております。図に示しておりますとおり、高千穂通り、一ッ葉リゾート、日南海岸、大淀川、宮崎駅東通り地区が重点景観形成地区でございます。さらに、地域住民などが自ら積極的に景観形成に取り組もうとする地域につきましては「景観形成推進地区」と定めておりまして、四季通り地区が該当いたします。これらの地区内につきましては、全ての建築物や工作物、その他の地区では、一定規模以上の建築物や工作物の建築等につきまして、届出が必要でございます。

次に、建築物の届出に係る、色彩の基準値及び推奨値でございます。マンセル値を用いて、彩度や明度の基準を示しておりますが、この表で申しますと、一般的な地域では赤枠の中が基準値となっておりまして、赤枠の外の彩度の強い色彩による建築の届出があった際には、変更をお願いするものとしております。また、緑や青の枠につきましては、推奨値としております。

次に、届出の対象についてでございますが、表のとおり、建築物以外にも、15m以上の鉄塔等がこれに該当いたします。後ほどご説明いたしますが、今回の改訂では、風力発電設備やバイオマス発電設備につきましても、届出や事前協議の対象として追加したところでございます。

次に、中心市街地の景観についてでございますが、今回イメージを作成いたしました。県の中心として、目立たない広告物や、落ち着いた色彩のファサードによる美しいまちなみの景観形成を推進してまいります。計画を推進するための施策といたしましては、官民協働で取り組んでまいります。例として、景観賞フォトコンテストや、小中学校での景観教室など、引き続き実施してまいります。

さて、今回の改訂の要点についてでございますが、まとめてご説明いたします。まず、現行計画の評価でございますが、市民意識調査の結果から、現行計画以前と比較して本市の景観はどうなったか、といった質問に対しまして、「良くなった」という回答が「悪くなった」という回答を大きく上回っており、良好に向かっていると判断しているところでございます。改訂の方向性といたしましては、現行計画の考え方を踏襲しながら、さらに、より良く改善していきたいと考えているところでございます。基本理念につきましては、先ほどご説明いたしましたので割愛させていただきます。次に、大淀川重点景観形成地区の色彩基準の変更についてでございます。資料に記載しておりますとおり、マンセル値で明度や彩度の基準を設けているところでございますが、ざっくり申し上げますと、本資料９ページに載せておりますが、これまで、大淀川沿いの重点地区内では、黒い建物が不可でございました。一方、天神山・愛宕山の北側や、平和台大橋北東側の背景が緑地である地区につきましては、白い建物が不可でございました。しかしながら、近年、白黒の無彩色の建物につきましても、広く一般的になってきており、必ずしも景観を阻害するものでは ないのではないかといった視点で検討をした結果、これを緩和しまして、一定規模以下であれば、これらの色彩を使用可能とするものでございます。続きまして、宮崎駅東通り地区 重点景観形成地区の外壁後退基準の変更についてでございます。具体的には、本資料１０ページに載せておりますエリアでございます。これまで、300 ㎡以上の建築物は「１m」、2,000 ㎡以上の建築物は「２m」の外壁後退が課せられる制限となっておりましたが、路肩1.5mと歩道幅員4.5mの道路の状況を踏まえまして、今回、これを緩和し、配慮事項として、お願いしていくものとしたいと考えているところでございます。続きまして、自然公園法に基づく日南海岸国定公園と、本計画に基づく日南海岸重点景観形成地区の届出重複の解消についてでございます。具体的には、資料１１ページの右側図面に載せておりますが、両区域の重複しているところについてのものでございます。権限移譲等

の影響により、これまで双方の申請を、本市景観課にお願いしておりましたが、合理的ではないため、今回、景観計画に自然公園の許可基準を設けることで、自然公園法の許可申請があれば、景観法の届出は省略できるものとする事務の効率化を図るものでございます。続きまして、中心市街地のイメージの作成についてでございますが、説明が重複いたしますので割愛させていただきます。続きまして、屋外広告物の基本方針についてでございますが、今回、景観計画内に記載したところでございます。これは、以前は 屋外広告物 適正化推進計画 としてありましたものを、景観計画の一部として記載したものでございます。続きまして、街路樹についてでございますが、これまで、本市の街路樹に対する基本方針がございませんでしたので、今回、良好な景観を構成するものとしまして、街路樹の基本方針を記載したところでございます。特に、今後、維持管理費が増加し、財源不足が懸念される中、今後も引き続き、持続可能なものとしていくためには、闇雲に緑の量だけを望むのではなく、メリハリをつけながら、必要なものにつきましては、質の向上を図ろうとするものでございます。最後になりますが、再生可能エネルギー設備についてでございます。これまで、太陽光発電設備を届出の対象としておりましたが、今回の改訂後は、風力発電設備を届出の対象に、バイオマス発電設備を事前協議の対象にするものでございます。

景観計画改訂に係る今後の予定でございますが、本日、当審議会でのご意見を踏まえ、修正の後、２月１４日に宮崎市景観審議会に諮問したいと考えております。その後、年度内に改訂作業を済ませ、４月１日より改訂版に基づき、「美しい景観都市・みやざき」を 次世代につないでいくべく、運用してまいりたいと考えているところでございます。議案第４号の説明は以上でございます。

議長　はい。説明ありがとうございます。それでは議案第４号について意見聴取ということで、意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

はい、○○委員、よろしくお願いいたします。

委員　説明ありがとうございます。景観計画改訂のところで風力発電設備の届出対象が追加になっているわけですが、風力発電にもいろんな種類がございまして、縦型風力発電で、例えばタワーとしてみなしても６ｍないような低いものでもクルクル縦で回るわけですね。今後、それは簡易なのでいろんなところに、建築物の敷地などに付随して、増えてくる可能性がありますが、そういうものも含むと考えていいのでしょうか。

議長　はい。事務局よろしくお願いいたします。

事務局　現状ですね、風力発電、太陽光発電も地上部に設置されるものについては、すべてを届け出の対象としているところでございましたので、風力発電もそのように考えてはいたんですが、確かに大変小規模でビルの屋上とかにちょっと付けるものまでを対象とするのかというところは、検討して参りたいと思います。

議長　はい。どうもご意見ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

はい。○○委員。

委員　景観形成地区と景観形成推進地区の件で、お尋ねします。景観形成推進地区、先ほどご説明の中で、四季通り地域ということで商店街になるかと思うんですが、街の中のちょうど山形屋のエリアだと思います。他にいわゆる推進地区というものはございませんでしょうか。

議長　はい。事務局よろしくお願いします。

事務局　　現状で推進地区は四季通りのみでございまして、四季通りは、まちづくり協定というものを市と結んでおりまして、市に届け出をする前に、地元と一旦協議をしていただくことになっています。今後、地元でそういったことを活動していきたいというお話があれば、ぜひうちとしても積極的に取り組んできたいと思います。

委員　　ありがとうございます。景観形成、非常に重要なポイントと思っております。中心市街地のにぎわいの創出も、こういうところで、非常に重要視されるかなと思っておりまして、ぜひ地元との連携、いわゆる市民自らが推進していくような体制を、これからも強化していただければありがたいと思っています。

議長　　はい。ありがとうございます。最近、街の中で動きが随分活発化していますので、検討していただければと思います。

他にございませんでしょうか。

はい、○○委員。よろしくお願いします。

委員　　中心市街地の景観のイメージ図なんですが、これはこれで、すごくいいというか看板もなくて、人工的な街に見えるんですが、もちろんこういった景観を目指すエリアもありながら、そうじゃないエリアもあってもいいかなと思います。例えば、渋谷のスクランブル交差点はすごくガヤガヤしているんですが、実はあれは外国人に人気があるので、例えばニシタチとかそういうエリアはそうじゃなくてもいいかなと、全部がこういうふうな景観を目指さなくてもいいかなと思います。

議長　　ありがとうございます。事務局よろしくお願いします。

事務局　　ご意見の通りですね、このイメージはあくまで品のよい、一方で無機質とも取られるような質の高いイメージを作成しておりまして、必ずしも中心市街地全体が、このようにある必要はないと考えております。場所によっては、その部分的な、特に雑多なところもあってよいかと思いますので、ある程度その美しい景観に配慮しながら、場所によってはそういったところもあるというのは計画に検討して参りたいと思います。

議長　　はい。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

はい、○○委員。よろしくお願いします。

委員　　街路樹に関する基本方針の記載のところなんですが、緑の量から質の向上への転換はすごくいい案だなと思っています。ただ、もうすでにすごい不格好な街路樹が、市内あちこちにあるんですが、もうないほうがいいぐらいの街路樹があったり、歩いていて思うんですが、すごく宮崎は暑いから、木陰を作るためには重要なことだと思うんです。全部しなくても、あるところは大きく影があったりというような、そういうこと等も含めて、この量じゃない質への転換なんですかというのをお聞きしたいです。

議長　　ありがとうございます。事務局よろしくお願いします。

事務局　　今、○○委員がおっしゃった通りのことを私どもも考えておりまして、確かに、今まで街路樹としての意義がなしてないような街路樹もありますが、果たして切っていいのかというところが非常に難しいところで、今までなかなか切ることもできなかった現状があるんです。そういう中で、市として方針がなかったので、具体には今後また詰めていくんですが、大きな方針として景観計画の中で、必ずしも必要かというのを判断しながら、場合によっては切ったり、小さいものに更新したり、そういったものを記載しているところでございます。

議長　　また今後、具体的に検討が始まると思います。

〇〇委員、維持管理等に街路樹は非常に重要になっていると思うんですが、もしご意見や今後の方針を教えていただければありがたいと思います。

委員　　宮崎土木事務所の〇〇です。沿道修景美化につきましては、特に宮崎市の方を重点的に進めて参りました。その中で、樹木の高木化、老木化、それが非常に大きな課題となっているところもあります。県の方でも、平成２９年に沿道修景美化の基本計画を進めまして、いわゆるメリハリのある沿道修景化を目指すんだということで撤去、それも踏まえた沿道修景美化に取り組んでいるところです。今回、宮崎市さんの先ほどご説明でメリハリと言う言葉も出てきましたので、その質の向上への転換、そこに含まれることだろうと理解しておりますので、連携しながら取組を進めて参ります。

議長　　ありがとうございます。

〇〇委員、今、ワシントニアパームの植え替え等が進んでいるようですが、ご意見等状況を教えていただければありがたいと思います。

委員　　宮崎河川国道事務所の〇〇でございます。宮崎の象徴的な景観、やっぱりワシントニアパームというのが、街中にあるかと思います。ただそういったものはかなり高木化しておりまして、維持管理上もなかなか難しいという課題も発生してきているところでございます。そんな状況を鑑みまして、国土交通省の方でも、ワシントニアパームを計画的に植え替えるということで、なかなか１度にというわけにはいかないんですが、徐々にですね、あまりにも大きくなってしまったワシントニアパームを少し小さいものに入れ替えながら、持続可能な、そういった象徴的な景観形成というものを国としても取り組んでいるところでございます。

議長　　ありがとうございます。

ここのテーマにあります「次世代につなぐ美しい景観都市」ということで、次世代サステイナブルといいますか、コストのこともありますし、地域、メリハリという話でしたので、またこの緑の景観の中で一緒に連携していただければと思います。

他にございませんでしょうか。

では、先ほど〇〇委員からいただきました風力発電等については、２月１４日にまた委員会があるということで、そこで検討していただければと思います。あと内容については特段ご意見なしということでよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございました。

では意見なしということで、議案第４号の方を決定いたしたいと思います。

４件審議が終わりました。貴重なご意見等いただきましてありがとうございました。

事務局の方に進行をお返しします。

事務局　　出口会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、ご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、第５１回宮崎市都市計画審議会を終了いたします。審議会条例、運営要綱および傍聴規定のファイルにつきましては、次回以降も使用いたしますので、机の上に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。